

令和7年度宮古・下閉伊モノづくりネットワーク総会等

日時：令和7年6月10日（火）14：00～16：15

場所：宮古ホテル沢田屋

次 第

1 開会

2 会長挨拶

3 総会

(1) 議事

ア 宮古・下閉伊モノづくりネットワークに係る会則等の一部改正

イ 令和6年度事業報告及び令和7年度事業計画について

（全体・共通事業、各部会、人材育成専門部会、食産業振興会議）

(2) その他

4 情報提供

(1) 高鮮度物流事業を中心とした空輸による物流の取組

講師：株式会社ジェイエア

事業企画部 部長 青木 達郎 様

(2) 学生の就職動向等について

講師：岩手県立大学宮古短期大学部

就職支援専門員 佐々木 麻美 様

(3) 岩手県プロフェッショナル人材戦略拠点について

講師：公益財団法人いわて産業振興センター

岩手県プロフェッショナル人材戦略拠点

サブマネージャー 関畑 宏行 様

5 アンケート

令和 7 年度宮古・下閉伊モノづくりネットワーク 総 会 資 料

令和 7 年 6 月

【事務局：岩手県沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター】

令和7年度宮古・下閉伊モノづくりネットワーク総会資料 目次

1	宮古・下閉伊モノづくりネットワークに係る	
	会則等の一部改正-----	1 P
2	全体事業-----	16P
	ア 令和6年度実績	
	イ 令和7年度計画	
3	部会事業	
	(1) 工業部会-----	18P
	ア 令和6年度実績	
	イ 令和7年度計画	
	(2) 水産部会-----	20P
	ア 令和6年度実績	
	イ 令和7年度計画	
	(3) 農産部会-----	21P
	ア 令和6年度実績	
	イ 令和7年度計画	
	(4) 林産部会-----	22P
	ア 令和6年度実績	
	イ 令和7年度計画	
4	共通事業	
	(1) 人材育成専門部会-----	23P
	ア 令和6年度実績	
	イ 令和7年度計画	
	(2) 食産業振興会議-----	29P
	ア 令和6年度実績	
	イ 令和7年度計画	

第1号議案 宮古・下閉伊モノづくりネットワーク会則の一部改正について

1 改正の趣旨

部会長不在時などにおいて部会長を代理する者として副部会長を設置できることとし、併せて所要の整備をしようとするものです。

2 改正の内容

- (1) ネットワークへの入会に係る手続きについて定めることとしました。（第3第2項関係）
- (2) ネットワーク各部会について、副部会長を設置することができることとし、部会長及び副部会長の権限について明示することとしました。（第7関係）
- (3) 入会を希望する者の、入会後に所属することを希望する部会を表明できるよう、記載項目を加えることとしました。（宮古・下閉伊モノづくりネットワーク入会申込書兼メールマガジン等配信申込書関係）
- (4) 所要の整備をすることとしました。（第3第1項、第6第1項第2号、第7第1項、第10、宮古・下閉伊モノづくりネットワーク入会申込書兼メールマガジン等配信申込書関係）

宮古・下閉伊モノづくりネットワーク会則 新旧対照表

改正前	改正後
第3 会員 この会の趣旨に賛同する者は法人、個人を問わず誰でも入会することができる。 第6 総会 会議は会長が招集し、次に掲げる事項を審議する。 (1) [略] (2) <u>事業の実施状況</u> (3) [略] 2 [略] 第7 部会 第2に規定する事業を行うため、工業部会、水産部会、農産部会、<u>林産部会</u>を設置する。 2 部会長は、<u>部会の構成員の中から互選する。</u> 3 [略] 第10 事務局 この会の事務局は、沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター<u>地域振興課</u>に置く。	第3 会員 この会の趣旨に賛同する者は、法人、個人を問わず、誰でも入会することができる。 2 この会に入会を希望する者は、<u>第4第1項に定める会長に対して入会申込書を提出して行う。</u> 第6 総会 会議は会長が招集し、次に掲げる事項を審議する。 (1) [略] (2) <u>事業実績</u> (3) [略] 2 [略] 第7 部会 第2に規定する事業を行うため、工業部会、水産部会、農産部会<u>及び林産部会</u>を設置する。 2 <u>前項の部会には、それぞれ部会長を置くほか、必要に応じて副部会長を置くことができる。</u> 3 <u>部会長は部会の構成員の中から互選によりこれを定め、副部会長は当該構成員の中から部会長の指名する者をもって定める。</u> 4 <u>部会長については第5第1項の規定を、副部会長については同第2項の規定を準用する。</u> 5 [略] 第10 事務局 この会の事務局は、沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター<u>(以下「宮古地域振興センター」という。)</u>に置く。 2 <u>事務局に事務局長を置き、宮古地域振興センターの所長の職にある者をもって充てる。</u> (附則) <u>この会則は、 年 月 日から施行する。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

宮古・下閉伊モノづくりネットワーク入会申込書兼メールマガジン配信申込書 新旧対照表

改正前	改正後				
年 月 日 宮古・下閉伊モノづくりネットワーク会長 様 宮古・下閉伊モノづくりネットワーク 入会申込書 兼 メールマガジン配信申込書					
宮古・下閉伊モノづくりネットワーク 入会申込書 兼 メールマガジン配信申込書 [略] <table border="1"> <tr> <td>摘要（その他記載欄）</td><td></td></tr> </table> ◇ 宮古・下閉伊地域に事務所がある企業（事業者）であれば、どなたでも加入出来ます。 [略] ◇ 申込み内容は、モノづくりネットワークホームページの参加団体・企業紹介のページに掲載されます。	摘要（その他記載欄）		宮古・下閉伊モノづくりネットワーク 入会申込書 兼 メールマガジン等配信申込書 [略] <table border="1"> <tr> <td>摘要（その他記載欄）</td><td> 所属を希望する部会の□にレ点を付けてください。 □工業部会 □水産部会 □農産部会 □林産部会 （上記の部会は、重複して所属することはできません。いずれにもレ点がない場合は、部会所属希望なしとして取り扱います。） </td></tr> </table> ◇ 法人、個人を問わず、どなたでも入会出来ます。 [略] ◇ 申込み内容は、モノづくりネットワークホームページの参加団体・企業紹介のページに掲載されます。 ◇ メールマガジンや部会業界に関する情報は、所属部会から提供されます。	摘要（その他記載欄）	所属を希望する部会の□にレ点を付けてください。 □工業部会 □水産部会 □農産部会 □林産部会 （上記の部会は、重複して所属することはできません。いずれにもレ点がない場合は、部会所属希望なしとして取り扱います。）
摘要（その他記載欄）					
摘要（その他記載欄）	所属を希望する部会の□にレ点を付けてください。 □工業部会 □水産部会 □農産部会 □林産部会 （上記の部会は、重複して所属することはできません。いずれにもレ点がない場合は、部会所属希望なしとして取り扱います。）				
備考 改正部分は、下線の部分である。					

宮古・下閉伊モノづくりネットワーク会則

第1 目的

21世紀における宮古・下閉伊地域の新たな生産物・製品や独自技術の開発を推進することにより、産業の振興を図り、地域経済の活性化に資することを目的とする。

第2 事業

前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 新たな生産物・製品及び独自技術の開発についての調査研究に関すること。
- (2) 新商品の開発及びマーケティングについての調査研究に関すること。
- (3) 異業種間や産学官などの交流・ネットワークの構築に関すること。
- (4) その他必要な事業

第3 会員

この会の趣旨に賛同する者は、法人、個人を問わず、誰でも入会することができる。

- 2 この会に入会を希望する者は、第4第1項に定める会長に対して入会申込書を提出して行う。

第4 役員

この会に役員として会長、副会長及び監事を置く。

- 2 会長は沿岸広域振興局宮古担当副局長、副会長は公立大学法人岩手県立大学宮古短期大学部学部長の職にある者をもって充てる。

また、必要に応じ、会長が指名する者を副会長に置くことができる。

- 3 監事は、会長が指名する者をもって充てる。

第5 役員の任務

会長は、この会を代表する。

- 2 副会長は、会長が欠けたとき、又は事故のあった時に、その職務を代理する。
- 3 監事は、この会の会計を監査する。

第6 総会

会議は会長が招集し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画
- (2) 事業実績
- (3) その他必要と認められる事項

- 2 総会の議長は、会長が務める。

第7 部会

第2に規定する事業を行うため、工業部会、水産部会、農産部会及び林産部会を設置する。

- 2 前項の部会には、それぞれ部会長を置くほか、必要に応じて副部会長を置くことができる。
- 3 部会長は部会の構成員の中から互選によりこれを定め、副部会長は当該構成員の中から部会長の指名する者をもって定める。
- 4 部会長については第5第1項の規定を、副部会長については同第2項の規定を準用する。
- 5 部会には、研究会を設置することができる。

第8 研究会等

第7に規定する部会に属さない横断的な課題又は緊急的な課題に対応するため、研究会等を設置することができる。

第9 運営委員会

この会の運営について協議するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員は、会員の中から会長が指名する。
- 3 運営委員長は、運営委員の中から互選する。

第10 事務局

この会の事務局は、沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター（以下「宮古地域振興センター」という。）に置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、宮古地域振興センターの所長の職にある者をもって充てる。

第11 補則

その他必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この会則は、平成13年11月27日から施行する。

(附則)

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

(附則)

この会則は、平成22年6月7日から施行する。

(附則)

この会則は、 年 月 日から施行する。

年 月 日

宮古・下閉伊モノづくりネットワーク会長 様

**宮古・下閉伊モノづくりネットワーク
入会申込書 兼 メールマガジン等配信申込書**

企業（事業者）名	
代表者名	役職名： 氏名：
住所	〒
電話番号	
ファックス番号	
業種	
主要製品	
メールアドレス	
ホームページアドレス	
自社PR ※ 現在、力を入れていること、今後取り組みたいことなどを自由に記入してください。	
摘要（その他記載欄）	所属を希望する部会の□にレ点を付けてください。 □ 工業部会 □ 水産部会 □ 農産部会 □ 林産部会 （上記の部会は、重複して所属することはできません。いずれにもレ点がない場合は、部会所属希望なしとして取り扱います。）

- ◇ 法人、個人を問わず、どなたでも入会出来ます。
- ◇ ファックスでお申込みの際は、０１９３－６３－４７０３まで送信願います。
（送信先：モノづくりネットワーク事務局・宮古地域振興センター）
- ◇ 全ての項目を記入してください。
- ◇ 会費はありません。
- ◇ 申込み内容は、モノづくりネットワークホームページの参加団体・企業紹介のページに掲載されます。
- ◇ メールマガジンや部会業界に関する情報は、所属部会から提供されます。

宮古・下閉伊モノづくりネットワーク会則

第1 目的

21世紀における宮古・下閉伊地域の新たな生産物・製品や独自技術の開発を推進することにより、産業の振興を図り、地域経済の活性化に資することを目的とする。

第2 事業

前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 新たな生産物・製品及び独自技術の開発についての調査研究に関すること。
- (2) 新商品の開発及びマーケティングについての調査研究に関すること。
- (3) 異業種間や産学官などの交流・ネットワークの構築に関すること。
- (4) その他必要な事業

第3 会員

この会の趣旨に賛同する者は法人、個人を問わず誰でも入会することができる。

第4 役員

この会に役員として会長、副会長及び監事を置く。

- 2 会長は沿岸広域振興局宮古担当副局長、副会長は公立大学法人岩手県立大学宮古短期大学部学部長の職にある者をもって充てる。

また、必要に応じ、会長が指名する者を副会長に置くことができる。

- 3 監事は、会長が指名する者をもって充てる。

第5 役員の任務

会長は、この会を代表する。

- 2 副会長は、会長が欠けたとき、又は事故のあった時に、その職務を代理する。
- 3 監事は、この会の会計を監査する。

第6 総会

会議は会長が招集し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画
 - (2) 事業の実施状況
 - (3) その他必要と認められる事項
- 2 総会の議長は、会長が務める。

第7 部会

第2に規定する事業を行うため、工業部会、水産部会、農産部会、林産部会を設置する。

2 部会長は、部会の構成員の中から互選する。

3 部会には、研究会を設置することができる。

第8 研究会等

第7に規定する部会に属さない横断的な課題又は緊急的な課題に対応するため、研究会等を設置することができる。

第9 運営委員会

この会の運営について協議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員は、会員の中から会長が指名する。

3 運営委員長は、運営委員の中から互選する。

第10 事務局

この会の事務局は、沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター地域振興課に置く。

第11 補則

その他必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この会則は、平成13年11月27日から施行する。

(附則)

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

(附則)

この会則は、平成22年6月7日から施行する。

宮古・下閉伊モノづくりネットワーク

入会申込書 兼 メールマガジン配信申込書

企業（事業者）名	
代表者名	役職名： 氏名：
住所	〒
電話番号	
ファックス番号	
業種	
主要製品	
メールアドレス	
ホームページアドレス	
自社PR ※ 現在、力を入れていること、今後取り組みたいことなどを自由に記入してください。	
摘要（その他記載欄）	

- ◇ 宮古・下閉伊地域に事務所がある企業（事業者）であれば、どなたでも加入出来ます。
- ◇ ファックスでお申込みの際は、0193-63-4703まで送信願います。
（送信先：モノづくりネットワーク事務局・宮古地域振興センター）
- ◇ 全ての項目を記入してください。
- ◇ 会費はありません。
- ◇ 申込み内容は、モノづくりネットワークホームページの参加団体・企業紹介のページに掲載されます。

第2号議案 宮古・下閉伊モノづくりネットワーク人材育成専門部会規約 の一部改正について

1 改正の趣旨

部会長の定め方を改めることとし、及び部会長不在時などにおいて部会長を代理する者をあらかじめ指名できることとするとともに、併せて所要の整備をしようとするものです。

2 改正の内容

- (1) 部会長の定め方を改めることとしました。(第3第2項関係)
- (2) 部会長の職務を代理する者を設置することとし、その定め方を定めることとしました。(第4第2項関係)
- (3) 所要の整備をすることとしました。(第3第1項、第4第1項関係)

宮古・下閉伊モノづくりネットワーク人材育成専門部会規約 新旧対照表

改正前	改正後		
(役員) 第3 部会に会長を置く。 2 会長は、宮古・下閉伊モノづくりネットワーク工業部会長を充てる。 <table border="1"> <tr> <td>宮古・下閉伊モノづくりネットワーク工業部会長</td><td>佐々木 一志</td></tr> </table> (役員の仕事) 第4 会長は、この会を代表する。	宮古・下閉伊モノづくりネットワーク工業部会長	佐々木 一志	(役員) 第3 部会に部会長を置く。 2 部会長は、モノづくり産業の人材育成に熱意を有すると認められる宮古・下閉伊モノづくりネットワーク会員の中から、会長が選出する。 (役員の仕事) 第4 部会長は、この会を代表する。 2 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する宮古・下閉伊モノづくりネットワークの会員が、その職務を代理する。 (附則) この規約は、 年 月 日から施行する。
宮古・下閉伊モノづくりネットワーク工業部会長	佐々木 一志		
備考 改正部分は、下線の部分である。			

宮古・下閉伊モノづくりネットワーク人材育成専門部会規約

(目的)

第1 地域にモノづくりが出来る人材を育てるため、宮古・下閉伊モノづくりネットワーク
会則第8の規定により、「人材育成専門部会」(以下「部会」という。)を設置する。

(事業)

第2 部会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) モノづくりの出来る人づくり寺子屋
- (2) その他人材育成に関する事業

(役員)

第3 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、モノづくり産業の人材育成に熱意を有すると認められる宮古・下閉伊モノ
づくりネットワーク会員の中から、会長が選出する。

(役員の任務)

第4 部会長は、この会を代表する。

- 2 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する
宮古・下閉伊モノづくりネットワークの会員が、その職務を代理する。

(事務局)

第5 部会の事務局は、宮古地域振興センター(宮古市五月町1-20)に置く。

(補則)

第6 その他必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この規約は、平成15年6月1日から施行する。

(附則)

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

(附則)

この規約は、平成26年7月3日から施行する。

(附則)

この規約は、 年 月 日から施行する。

宮古・下閉伊モノづくりネットワーク人材育成専門部会規約

(目的)

第1 地域にモノづくりが出来る人材を育てるため、宮古・下閉伊モノづくりネットワーク会則第8の規定により、「人材育成専門部会」(以下「部会」という。)を設置する。

(事業)

第2 部会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) モノづくりの出来る人づくり寺子屋
- (2) その他人材育成に関する事業

(役員)

第3 部会に会長を置く。

2 会長は、宮古・下閉伊モノづくりネットワーク工業部会長を充てる。

宮古・下閉伊モノづくりネットワーク工業部会長	佐々木 一志
------------------------	--------

(役員の任務)

第4 会長は、この会を代表する。

(事務局)

第5 部会の事務局は、宮古地域振興センター(宮古市五月町1-20)に置く。

(補則)

第6 その他必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この規約は、平成15年6月1日から施行する。

(附則)

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

(附則)

この規約は、平成26年7月3日から施行する。

令和7年度 宮古・下閉伊モノづくりネットワーク
【全体・共通事業】

1 令和6年度実績

(1) 宮古・下閉伊モノづくりネットワーク総会

日時：令和6年6月6日（木）15：00～

場所：宮古ホテル沢田屋

内容：令和5年度事業報告

令和6年度事業計画

会員企業への情報提供①：ヤマト運輸株式会社岩手法人営業支店

齊藤哲也支店長

会員企業への情報提供②：日本航空株式会社 エアモビリティ創造部ドローン

事業兼事業開発グループ

谷口 伸マネージャー

会員企業への情報提供③：岩手県立大学短期大学部 和川 央准教授

会員企業への情報提供④：宮古農林振興センター 村居 拓道 所長



(2) 各種事業・イベントとの共催・後援

各種事業を後援した。

① 第16回宮古地区学生研究・意見発表会（令和6年12月14日（土）／宮古市）

② 令和6年度ものづくり体験教室（令和6年12月26日（木）／宮古高等技術専門学校）

③ みやこテクノフェスタ（令和7年2月22日（土）／宮古市）

(3) 情報発信

会員に対して、イベントや支援制度等に関する情報を掲載したメールマガジンを 28 件配信した。

2 令和 7 年度事業計画

(1) 方針

東日本大震災津波から 14 年が経過し、復興に向けた取組が進められてきたところであるが、人口減少に歯止めがかからず、これに伴い、事業者にとって人材の確保が一層困難な状況にある。さらに、新型コロナウイルス感染症、エネルギー・原材料価格の高騰等により、経営環境の厳しさも増しているところである。

このような状況の中、管内における雇用創出や地方への新しいひとの流れをつくり、地方創生に繋げていくため、経営革新、販路拡大、新技術開発、人材育成等地域産業の安定的・持続的な経営基盤づくりに取り組んでいく。

(2) 宮古・下閉伊モノづくりネットワーク総会

日時：令和 7 年 6 月 10 日（火）14：00～16：15

場所：宮古ホテル沢田屋

内容：令和 6 年度事業報告

令和 7 年度事業計画

会員企業への情報提供①：株式会社ジェイエア事業企画部

会員企業への情報提供②：岩手県立大学宮古短期大学部

会員企業への情報提供③：公益財団法人いわて産業振興センター

(3) 各種事業・イベントとの共催・後援

各種事業・イベント等との共催及び後援等を予定。

(4) 情報発信

会員に対して、イベントや支援制度等に関する情報を掲載したメールマガジンを配信する。

**令和7年度 宮古・下閉伊モノづくりネットワーク
【工業部会】**

1 令和6年度実績

(1) 産業支援コーディネート事業（通年）

沿岸広域振興局宮古地域振興センターの産業支援コーディネーターによる企業及び学校訪問を通じてネットワーク事業の周知等を図ったほか、各種セミナー等の情報の収集及び提供を通じて企業及び関係機関との連携支援を行った。

企業及び学校等訪問件数：331 件

(2) 産学官連携推進事業

新技術の研究開発や新事業創出を図り、地域産業の活性化及び高度化することを目指し、県内の産・学・官との連携に必要な情報の提供を行った。

(3) 人材育成専門部会等との連携事業

ア モノづくりの出来る人づくり寺子屋（第28期）

時期：令和6年6月20日（木）～7月26日（金）全6回10講座

受講者数：12 人

イ 経営者勉強会

（ア）第1回

時期：令和6年12月9日（月）

講座

テーマ：「若手社員の人材育成戦略～ウェルビーイング維持のために会社がすべきこと～」

講師：CO. CORO サポート

代表 藤村 七美 様

情報提供：管内企業と管内高等学校との情報交換

（参加高等学校：宮古高等学校（全日制・定時制）、

宮古商工高等学校（商業校舎・工業校舎）、宮古水産高等学校）

（イ）第2回

時期：令和7年2月7日（金）

講座

テーマ：「海外輸出の必要性和ジェトロの支援サービスについて」

講師：独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）岩手貿易情報センター

所長 米倉 大輔 様

テーマ：「企業哲学の実践が、ウェルビーイングを実現する」

講師：株式会社アイオー精密

代表取締役社長 鬼柳 一宏 様

2 令和7年度事業計画

(1) 産業支援コーディネート事業（通年）

沿岸広域振興局宮古地域振興センターの産業支援コーディネーターによる企業及び学校訪問を通じてネットワーク事業の周知等を図るほか、各種セミナー等の情報の収集及び提供を通じて企業及び関係機関との連携支援を行う。

(2) 産学官連携推進事業

新技術の研究開発や新事業創出を図り、地域産業の活性化及び高度化することを目指し、県内の産・学・官と連携しながら必要な情報共有、情報提供を行う。

(3) 人材育成専門部会等との連携事業

ア モノづくりの出来る人づくり寺子屋（第 29 期）

時期：令和 7 年 6 月 26 日（木）～7 月 31 日（木）全 6 回 9 講座

イ 経営者勉強会

2 回開催予定

時期：令和 7 年 12 月（予定）

令和 8 年 2 月（予定） ※ 昨年度と同様の時期に開催予定。

**令和7年度 宮古・下閉伊モノづくりネットワーク
【水産部会】**

1 令和6年度実績

「宮古の真鱈」を中心とした高鮮度・高品質な水産物について、「宮古の水産物ブランド化推進事業」としてブランド化、消費拡大及び観光資源化に取り組んだ。

(1) 宮古の真鱈グルメフェアの広域開催

盛岡市・宮古市等の飲食店・鮮魚販売店等 54 店舗において、各店独自の真鱈料理を提供販売するフェアを開催した。(R6. 12. 1～R7. 1. 31、盛岡市・宮古市等計 6 市町村)

また、フェア開催に合わせて関係者及び報道機関向けに「オープニングセレモニー」を開催し、宣伝周知した。(R6. 11. 29、宮古市)

(2) 宮古真鱈まつりの開催

宮古市主催の「宮古真鱈まつり」の運営支援を行った。当日は悪天候にも関わらず市内外から約 4,000 人が来場し、盛況なイベントとなった。(R7. 1. 26、宮古市)

2 令和7年度事業計画

前年度に引き続き、「宮古の真鱈」を中心とした水産物について、「宮古の水産物ブランド化推進事業」としてブランド化、消費拡大及び観光資源化に取り組む。

(1) 宮古の真鱈グルメフェアの広域開催

前年度に引き続き、フェアを広域開催することで、「宮古の真鱈」を始めとする宮古・下閉伊の水産物の販路拡大及び消費拡大を図る。

また、フェア開催に合わせて関係者及び報道機関向けに「オープニングセレモニー」を開催し、宣伝周知を図る。

(2) 宮古真鱈まつりの開催

前年度に引き続き、「宮古真鱈まつり」の運営支援を行う。

(3) 宮古・下閉伊「食財キングダム」value up 事業

詳細は農産部会資料を参照。【農産・林産部会との共催】

**令和7年度 宮古・下閉伊モノづくりネットワーク
【農産部会】**

1 令和6年度事業実績

○ **宮古地域産地直売パワーアップ事業（地域経営推進費事業を活用）**

産直の新規の顧客確保に向け、以下の取組を実施。

(1) **産直情報発信の強化**

SNSを活用した情報発信の強化に向けた専門家の派遣

・ふれあいパーク山田（現：道の駅ふなこし）（10/29）

(2) **産直の魅力アップ支援事業**

経営改善計画の実践に向けた専門家の派遣及び機器の導入

・出崎地区産地直売施設組合：焼き芋機（10/29）

・ふれあいパーク山田（現：道の駅ふなこし）：デジタルサイネージ（1/28）

(3) **環境負荷低減の見える化**

農林水産省の温室効果ガス削減「見える化」実証事業の「みえるらべる」※の表示に向けた取組支援

・にんじん、だいこんで星3つを獲得し、10月から産直で表示販売（岩泉町（1戸））

※農産物の温室効果ガス削減の取組を星1～3で評価するラベル制度

2 令和7年度事業計画

○ **宮古地域産地直売ブースト事業（地域経営推進費事業を活用）**

産直の集客力、売り上げの向上に向け、管内全産直（22産直）を対象に以下の取組を実施。

(1) **売上データの活用による販売動向に合わせた商品確保体制の確立**

POSデータ活用に向けた研修会及び検討会の開催（7月下旬、1月下旬）

販売動向予測モデルの検証と精度向上のためのデータ蓄積（4～3月）

(2) **農産物の訴求力向上と情報発信**

「みえるらべる」の表示のための温室効果ガス削減効果等の算定支援（4～3月）

SNS等を活用した産地直売施設の情報発信（同上）

○ **宮古・下閉伊「食財キングダム」value up 事業（地域経営推進費事業を活用）**

宮古・下閉伊地域の農林水産物のPRを図るため、管内のホテル・飲食店等が地域の「いち推し食材」を使ったメニューを提供するフェアを開催。【林産・水産部会との共催】

(1) **参加店舗募集**

管内4市町村からフェア参加を希望するホテル・飲食店等を募集（～6月20日）

(2) **ミニ商談会**

参加店舗を対象として地元食材の生産者や販売事業者等とのマッチングを実施（7月下旬）

(3) **フェアの開催及び消費者へのPR活動**

「いち推し食材」を使ったメニューを提供するフェアを開催するとともに、飲食した店舗数に応じて「いち推し食材」が当たるキャンペーンを実施（9月下旬～10月中旬）

フェアの開催については、SNSや県公式Youtubeチャンネルを活用して広くPR（同上）

**令和 7 年度 宮古・下閉伊モノづくりネットワーク
【林産部会】**

1 令和 6 年度事業実績

(1) 地域材の利用促進に向けた取組

- ア 民間商業施設等の木造化・木質化の促進に向けた勉強会の開催。
- イ ウッドショック後の木材需給状況等について、管内関係者からの情報収集及び情報共有。

(2) 森林・環境エネルギー産業研究会

森林・環境エネルギー産業の創出を目指していくことを目的に、林産部会員、建設業者、市町村等を構成員に研究会を設立し、研究会を 2 回開催したほか、研究会を通じてアプローチできた企業等を対象とした伴奏支援を展開。

2 令和 7 年度事業計画

(1) 地域材の利用促進に向けた取組

ウッドショック後の木材需給状況等について、管内関係者からの情報収集及び情報共有。

(2) 森林・環境エネルギー産業研究会

建設業の新分野参入、小規模林業事業体の成長支援、アカマツ利用拡大などの推進。

(3) 宮古・下閉伊「食財キングダム」value up 事業

詳細は農産部会資料を参照【農産・水産部会との共催】

令和7年度 宮古・下閉伊モノづくりネットワーク
【人材育成専門部会】

1 令和6年度実績

(1) モノづくりの出来る人づくり寺子屋（第28期）

新採用から概ね5年程度までの従業員を対象に社会人としての教養等を習得させ、産業人材を育成することにより、宮古地域の企業に人材が定着することを目的とした研修会を開催した。

主催：宮古・下閉伊モノづくりネットワーク人材育成専門部会

共催：沿岸広域振興局、県立宮古高等技術専門校、宮古金型研究会

後援：宮古市

時期：令和6年6月20日(木)～7月26日(金) 全6回10講座

場所：宮古地区合同庁舎3階大会議室

受講者数：12名

内容：①いろいろな仕事を知る、②コミュニケーション、③社会人の教養、④ものづくりの知識を柱に次のテーマで開催。

回	期 日	テーマ	柱	講 師
1	6月20日 (木)	開講式		人材育成専門部会会長 有限会社エムデー 代表取締役社長 佐々木 一志 氏
		企業人としての心構え	③ ④	東北ヒロセ電機株式会社 取締役宮古工場長 畠山 雄次 氏
		社会における「お金」「金融」の役割	③	沿岸広域振興局宮古地域振興センター 県内就業・キャリア教育コーディネーター 墓目 修 氏
2	6月26日 (水)	三陸鉄道と観光から考える地域活性化について	①	一般社団法人宮古観光文化交流協会 事務局長 赤沼 喜典 氏
		心と体の健康づくり	③	宮古保健所
3	7月1日 (月)	職場で求められるコミュニケーションスキル	②	CO. CORO サポート 代表 藤村 七美 氏
4	7月9日 (火)	3S活動で人材育成	④	有限会社菊地電子工業 代表取締役 菊地 丙午 氏
		身近な消費者トラブル	① ③	宮古市消費生活センター
5	7月18日 (木)	生活と法律	① ③	三陸うみねこ法律事務所 所長 弁護士 吉水 和也 氏
		水産加工業の現状と課題	①	株式会社佐幸商店 代表取締役 佐々木 博基 氏
6	7月26日 (金)	宮古市の新たなまちづくり	①	宮古市長（代理：副市長 桐田 教男 氏）
		閉講式、修了証書授与、講評		人材育成専門部会会長 有限会社エムデー 代表取締役社長 佐々木 一志 氏

(2) 経営者勉強会

働き方改革や世界経済情勢、更に新型コロナウイルス感染症拡大による影響など、会社を取り巻く環境が変化している中で、これまでの事業運営や人材育成等に関する経験や知識を伝え、経営活動への気づきや学びに繋げることを目的として、経営者等を対象とした勉強会を開催した。

(ア)第1回

日時：令和6年12月9日（月）13：30～15：30

場所：宮古地区合同庁舎

内容：

テーマ：「若手社員の人材育成戦略～ウェルビーイング維持のために会社がすべきこと～」

講師：CO. CORO サポート

代表 藤村 七美 様

情報提供：管内企業と管内高等学校との情報交換

（参加高等学校：宮古高等学校（全日制・定時制）、

宮古商工高等学校、（商業校舎・工業校舎）、宮古水産高等学校）

参加者：12名





(イ)第2回

日時：令和7年2月7日（金）15：00～17：00

場所：宮古地区合同庁舎

内容：

第1部

テーマ：「海外輸出の必要性とジェトロの支援サービスについて」

講師：独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）岩手貿易情報センター
所長 米倉 大輔 様

第2部

テーマ：「企業哲学の実践が、ウェルビーングを実現する」

講師：株式会社アイオー精密
代表取締役社長 鬼柳 一宏 様

参加者：19名（第1部）、23名（第2部）



2 令和7年度計画

(1) モノづくりの出来る人づくり寺子屋（第29期）

新採用から概ね5年程度までの従業員を対象に社会人としての教養等を習得させ、産業人材を育成することにより、宮古地域の企業に人材が定着することを目的とする。

主催：宮古・下閉伊モノづくりネットワーク人材育成専門部会

共催：沿岸広域振興局、県立宮古高等技術専門校、宮古金型研究会

後援：宮古市

期間：令和7年6月26日（木）～7月31日（木）全6回9講座

定員：25名程度

内容：①いろいろな仕事を知る、②コミュニケーション、③社会人の教養、④ものづくりの知識を柱に開催する。

別紙のとおり。

(2) 経営者勉強会

働き方改革や世界経済情勢、新型コロナウイルス感染症やエネルギー・原材料価格高騰の影響など、会社を取り巻く環境が変化している中で、これまでの事業運営や人材育成等に関する経験や知識を伝え、経営活動への気づきや学びに繋げることを目的とする。

今年度においても、昨年度同様2回開催とするもの。

○ 第1回

時期：令和7年12月（予定）

場所：未定

○ 第2回

調整中

モノづくりの出来る人づくり寺子屋（第29期）開催要領

1 目的

新採用から採用後概ね5年程度までの従業員を対象に、社会人としての教養等を習得させ、産業人材を育成することにより、宮古地域の企業に人材が定着することを目的とする。

2 主催等

- (1) 主催：宮古・下閉伊モノづくりネットワーク人材育成専門部会
- (2) 共催：沿岸広域振興局、県立宮古高等技術専門校、宮古金型研究会
- (3) 後援：宮古市

3 期 間：令和7年6月26日(木)～7月31日(木)／全6回、9講座

4 場 所：宮古地区合同庁舎3階大会議室及び第2会議室（宮古市五月町1 - 20）

5 定 員：25名

6 研修内容

次の4つの柱に着目した次の表のテーマにより、各講師から講義をしていただきます。

①いろいろな仕事を知る、②コミュニケーション、③社会人の教養、④ものづくりの知識

回	期 日	テーマ	柱	講 師
1	6月26日 (木)	開講式		人材育成専門部会会長
		企業人としての心構え	③ ④	東北ヒロセ電機株式会社 取締役宮古工場長 畠山 雄次 氏
		心と体の健康づくり	③	宮古保健所
2	7月1日 (火)	職場で求められるコミュニケーションスキル	②	CO. CORO サポート 代表 藤村 七美 氏
3	7月10日 (木)	三陸鉄道と観光から考える地域活性化について	①	一般社団法人宮古観光文化交流協会 事務局長 赤沼 喜典 氏
		水産加工業の現状と課題	①	株式会社佐幸商店 代表取締役 佐々木 博基 氏
4	7月17日 (木)	3S活動で人材育成	④	有限会社菊地電子工業 代表取締役 菊地 丙午 氏
		身近な消費者トラブル	① ③	宮古市消費生活センター
5	7月25日 (金)	一般救急と AED	③	宮古地区広域行政組合消防本部
6	7月31日 (木)	宮古市のまちづくり	①	宮古市長
		閉講式、修了証書授与、講評		人材育成専門部会会長

※日程やテーマは変更になる場合があります。

7 研修時間

14：30～17：00（16：40～17：00 は提出レポート作成）

※ 7/25（金）の研修時間は、14：00～17：00 までとなります。

8 受講料

6,000 円（講師謝金、旅費、消耗品費等に充当）

**令和7年度 宮古・下閉伊モノづくりネットワーク
【食産業振興会議】**

1 令和6年度実績

(1) 食産業事業者総合支援事業

新商品開発や販路拡大開拓に意欲のある宮古・下閉伊地域の食産業事業者を支援することにより、地域の優れた食資源を活用した商品等の認知度向上及び消費拡大等を促進することを目的とした支援を実施した。

(2) 物流体制構築・販路開拓事業

沿岸地域においては、農林水産物等の生産ロットが少なく、また、内陸や首都圏等の大消費地への距離が遠いため、物流コストが高くなることや鮮度を保つことが難しいため、生産者が出荷をためらうケースもあるなど、物流コストの低減等が課題となっていた。

このような中、宮古盛岡横断道路や三陸沿岸道路等の新たな交通ネットワークの整備により、大消費地へのアクセスが飛躍的に向上したことを契機に、宮古・下閉伊地域の農林水産物等の小ロット混載や地域の集荷システム整備による物流体制構築・販路開拓を目的として、宮古・下閉伊地域の商品を小ロット混載し陸送・空輸し販売することにより、輸送コストや関西地域における市場分析・評価を行った。（販売は「ITAMI 空の市」で実施）

(3) 食産業支援機関との連携（随時）

市町村、金融機関、商工会議所及び大学等の地域の食産業支援機関との連携を図るとともに、セミナーやイベント等の情報を掲載したメールマガジンを20件配信した。

2 令和7年度事業計画

(1) 商品開発及び販路開拓支援

管内食品製造業者等の商品開発・改良、販路拡大の取組を支援するため、地域の食材等を活用した商品開発等を行う事業者を支援する。

(2) 食産業支援機関との連携（随時）

市町村、金融機関、商工会議所等の地域の食産業支援機関との連携を図るとともに、セミナーやイベント等の情報を掲載したメールマガジンを配信する。

岩手県商工会連合会

会 長 高橋 富一 様

安定的な雇用の確保等に関する要請書

令和七年五月七日

岩手労働局長

白石 好春



岩手県知事

達増 拓也



盛岡市長

内館 茂



安定的な雇用の確保等に関する要請書

雇用・労働行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、企業を取り巻く経営環境は、エネルギーや資材価格等の上昇の影響が続き、適正な価格転嫁が十分に進んでいない状況において、人材確保のための防衛的な賃上げを余儀なくされるほか、米国の相互関税措置により、世界経済全体の不確実性が大きく高まるなど、厳しい状況が続いております。そのような状況下、「いわてで働こう推進協議会」の会員団体・企業の皆様の御協力のもと、若者の県内就業や、産業集積の推進に官民一体となって取り組んでいるところであります。

今後、地域経済を持続的に発展させていくためには、将来を切り拓く大きな可能性を持つ若者や女性が暮らしやすい・働きやすい「選ばれる岩手」の実現に向けた取組を皆様とともに一層推進していく必要があります。

また、生産性向上とともに労務費の価格転嫁等を通じて賃上げの原資を確保し、物価上昇に負けない賃上げを通じて経済の好循環を実現していくことが求められております。

このような状況を踏まえ、貴団体におかれましては、引き続き、次に掲げる項目について、会員団体・企業の御理解を促していただきますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

一 賃金の引上げ

労務費への価格転嫁が円滑に行われることと併せ、デジタル技術の活用や多様な働き方の促進により生産性の向上を図りつつ、国の業務改善助成金や、中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助金、岩手県物価高騰対策賃上げ支援金など県の支援策を活用し、環境整備や賃上げの実現に向けた検討をいただきたいこと。また、キャリアアップ助成金の活用などにより、年収の壁を意識せず働くことのできる環境整備を行うとともに、非正規雇用労働者の正社員転換や同一労働同一賃金の徹底をはじめとした待遇改善に努められたいこと。

一 安定的な雇用の確保、人への投資

エネルギーや資材価格の上昇等の影響を大きく受けている地域経済の回復や震災からの復興、人口減少対策にとって、雇用の維持・確保は極めて重要であるという認識のもと、安定的な雇用の確保に努めていただくとともに、経済と社会の原動力となる「人への投資」が重要であることから、時代のニーズに即したスキル習得に向け、人材開発支援助成金の活用などにより、能力開発機会の確保・充実等、労働者に対するリスクリングの推進に努められたいこと。

一 地元就業、U・Iターンの促進

岩手の未来を担う若者を育成するという認識のもと、企業の採用力向上のための勉強会等、県内就職の取組への参加をはじめ、インターンシップの積極的な実施、早期の求人票の提出やオンラインの活用などによる新規学卒者に対する会社側からの十分な説明機会の確保、適正な採用選考活動を通じて、引き続き新規学卒者の積極的な採用に努められたいこと。

一 若者や女性に魅力ある雇用・労働環境の構築

(一) 働き方改革に向けた取組の推進

仕事と生活の調和や生産性の向上を推進することは、地域の社会経済の維持、発展にも資するという認識のもと、各職場において、長時間労働の是正や労働基準関係法令等に定める休暇制度の周知、休暇の取得促進、不妊治療等と仕事の両立支援の取組促進、福利厚生の実充など、労働環境の改善に向けた積極的な取組に努められたいこと。

(二) 女性の活躍促進に向けた雇用環境の確保

女性が、自らの意思によって職業生活を営み、その個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であるとの認識のもと、豊かで活力のある社会の実現に向け、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう、性別による固定的な役割分担意識の解消に取り組むとともに、性別によらない採用・登用、共働き・共育てを可能にするライフスタイルに応じた柔軟な働き方の導入など、雇用環境の整備に努められたいこと。

一 多様な人材の雇用の場の確保

若者、女性、高齢者、障がい者、外国人等働く意欲のある全ての方が、その能力を生かして希望する仕事に就き、地域において自立して生活していける社会を実現するという認識のもと、多様な人材の雇用の場の確保と労働環境の整備に努められたいこと。また、就職氷河期世代の安定就労の実現に向けては、令和7年度から「当該世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代」まで国が支援対象を拡大したことを踏まえ、貴団体においても積極的な安定就労の取組に努められたいこと。

加えて、令和8年7月から障がい者の法定雇用率が引き上げられることを踏まえ、障がい者の能力に応じた業務の選定、短時間勤務・在宅勤務等の普及をはじめ、障がい者雇用の理解を一層促進し、多様な雇用の場の確保に努められたいこと。

以上



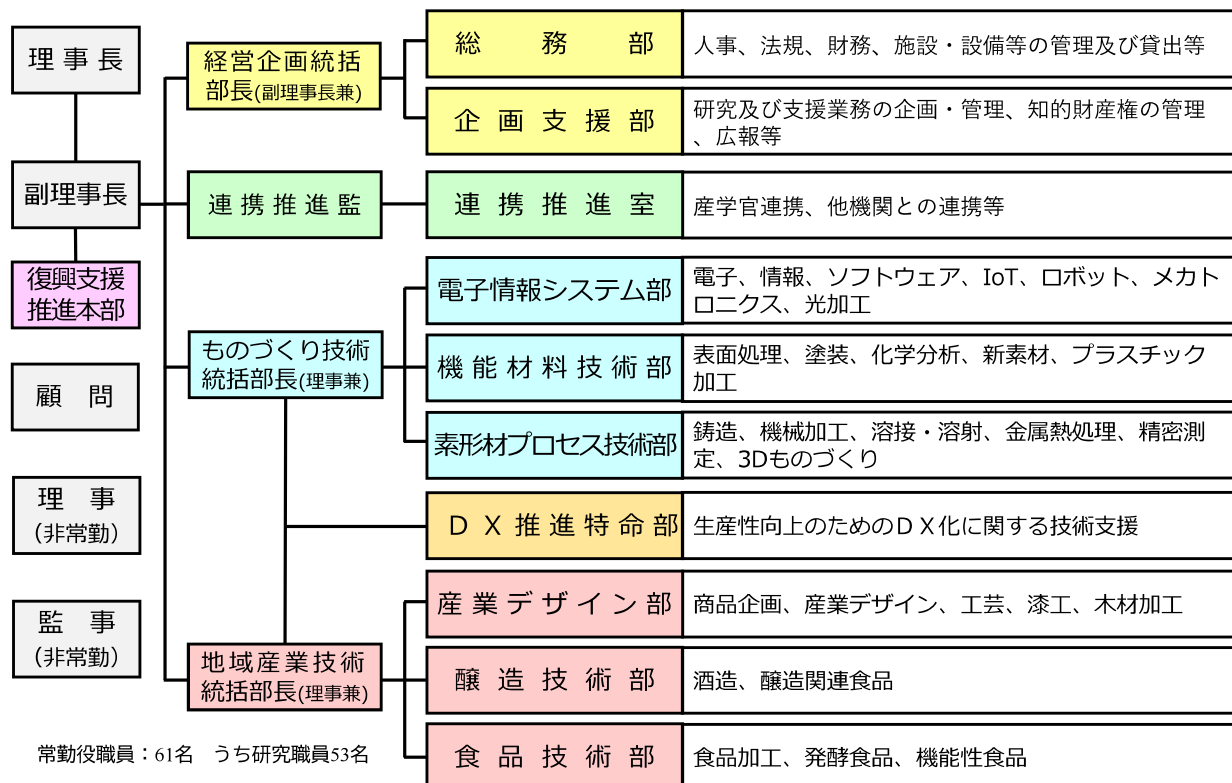
工業技術センター利用等のご案内

令和7年6月10日

地方独立行政法人 岩手県工業技術センター

1

組織体制



支援メニュー

技術相談 (無料)

お気軽に連絡ください 担当者に対応します！
相談方法：電話、メール、オンライン、訪問

人材育成

デジタル人材育成、研究開発人材の育成
講習会の開催、インターンシップ、研修生受入れなど

研究開発

共同研究、受託研究

依頼試験

JIS関連の評価（機械的強度、硬さ、耐食性など）
異物分析、成分分析、材料組織観察 金属積層造形加工、食品分析、デザイン制作など

機器貸出

分析・観察装置、精密測定装置、電波暗室、環境試験装置、3Dプリンターなど

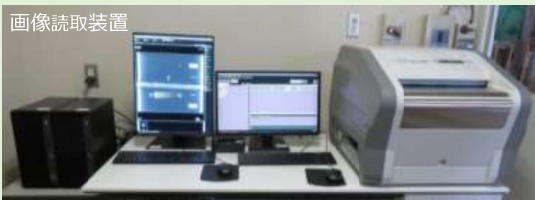


地方独立行政法人岩手県工業技術センター
IWATE INDUSTRIAL RESEARCH INSTITUTE

設備・機器の例

非破壊分析システム

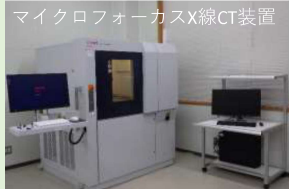
画像読取装置



エックス線発生器



マイクロフォーカスX線CT装置



異物分析



- ・粘着テープに固定しないで下さい
- ・可能であれば比較物質をご準備下さい

SEM-EDX



FT-IR



耐候性試験

事前相談をお願いします！



金属積層造形加工

事前相談をお願いします！



地方独立行政法人岩手県工業技術センター
IWATE INDUSTRIAL RESEARCH INSTITUTE

大型電波暗室



多目的電波暗室



予約状況はHPで確認できます
(「岩手EMC」で検索)

振動試験装置

- ・試験条件は、事前にご相談下さい。
- ・長期試験も対応します。



3Dデジタイジング装置

- ・所外貸出も可



2m³まで計測可能



地方独立行政法人岩手県工業技術センター
IWATE INDUSTRIAL RESEARCH INSTITUTE

「食品の魅力や品質を定量的に！」



ガスクロマトグラフ分析装置
(GC-FID)

※分析用カラムはご用意ください

GC-FIDで解決！こんな分析が可能です

- 食品の香り成分を分析し、製品の魅力をアップ！
- 芳香族炭化水素の純度をチェックし、品質を確認！
- 賞味期限の設定に数値的裏付け！

試料例

食品中の添加物、香料の分析、
合成高分子の分析、原料の微量分析

「アイデアを形に！」デザインラボの試作支援

大型溶剤インクプリンタ



EPSON SC-S80650X1

できる
こと

掲示物や屋外広告物（ポスター、パネル、看板、壁面装飾、フラッグ、バナー等）、
パッケージ試作（ラベル、フィルム系のパッケージ等）



パッケージ試作システム



UVプリンタ



カッティングマシン

できる
こと

セットで

単体で

紙箱などの試作
展開図のデザインを
UVプリンタで出力後
カッティングマシンで
折り筋入れ・カット

UVプリンタ
幅広い素材や製品への印
刷（人体に触れるものを
除く）
カッティングマシン
任意の形で紙等のカット、
ラベルのハーブカット
などのカット加工



他の機器との組み合わせで

UVプリンタ+レーザー彫刻機
アクリルスタンド、アクリルキー
ホルダー等

大型溶剤インクプリンタ+
カッティングマシン
ラベルやシール



地方独立行政法人岩手県工業技術センター
IWATE INDUSTRIAL RESEARCH INSTITUTE

皆さまのご利用をお待ちしております！

機器貸出のお申込
(申込方法・保有機器一覧など)



保有設備検索
(機器分類、機器名、メーカーで検索)



地方独立行政法人

岩手県工業技術センター

IWATE INDUSTRIAL RESEARCH INSTITUTE

電話：019-635-1115 ファックス 019-635-0311
代表メールアドレス：CD0002@pref.iwate.jp



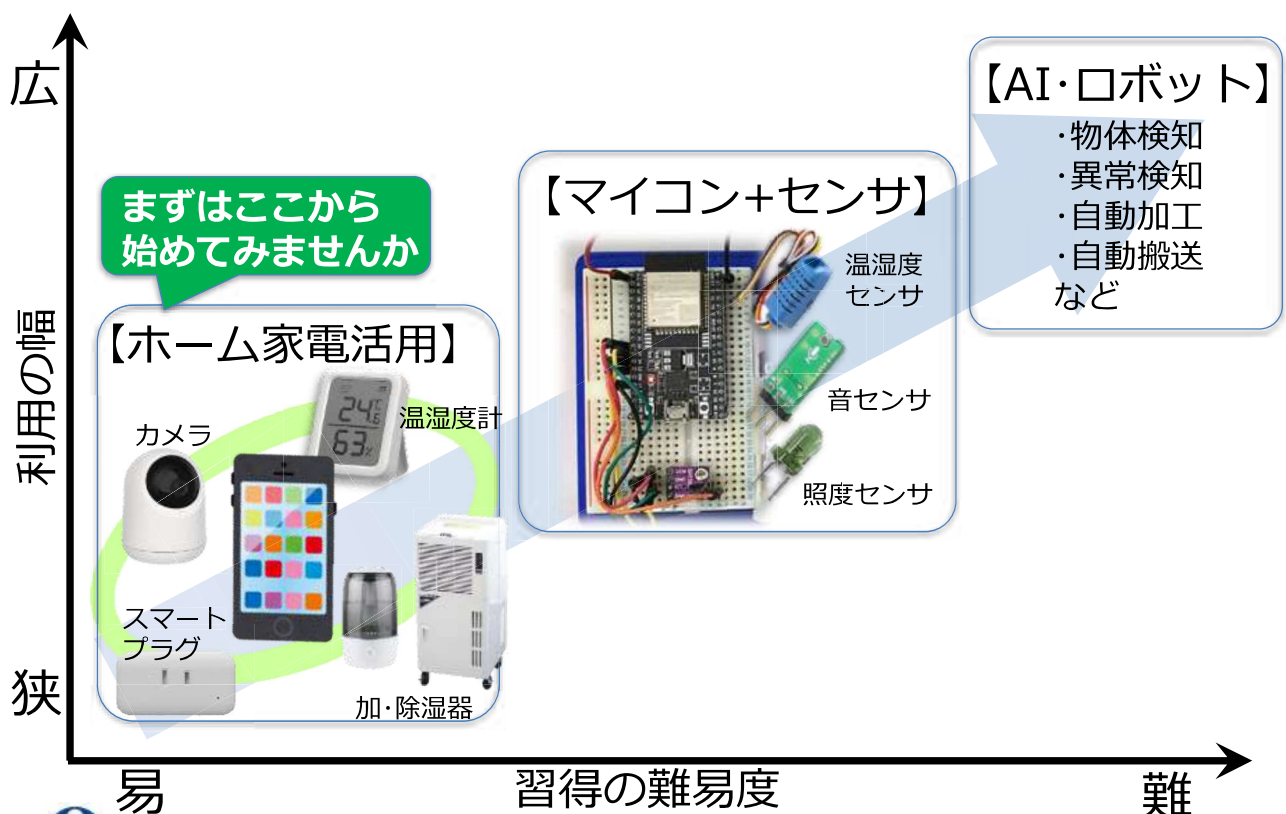
地方独立行政法人岩手県工業技術センター
IWATE INDUSTRIAL RESEARCH INSTITUTE

岩手県工業技術センターの DXの取組みについて

- DX推進特命部の設置(2023年度)
県内企業のDX推進に対する支援の窓口
- 主な支援内容
 - ・【技術相談】
 - ・【人材育成】 人材育成、セミナー、講習会
 - ・【研究】 共同研究



ものづくりDXへのステップ



DX支援事例－マイコンとセンサを活用



【特徴】

- ・ ハードウェア(部品選定・回路・組立など)とソフトウェア(動作プログラムなど)を自作します。
- ・ 市販の計測システム等比べて安価に作ることが可能です。
- ・ 市販の様々なセンサーが組付けが可能。



地方独立行政法人 岩手県工業技術センター

Iwate Industrial Research Institute

3

DX支援事例－スマート家電活用

自作が難しい人向けの支援（デジタル化の「はじめの一步」として）

【Smart Life 家電を活用した計測システム構築例】



【特徴】

- ・ 取り掛かりやすい。
- ・ 購入して直ぐに利用可能。
- ・ 使い方が簡単でやりたいことがすぐできる。



地方独立行政法人 岩手県工業技術センター

Iwate Industrial Research Institute

4

DX支援事例－スマート家電活用

日本酒製造管理等のデジタル化の取組事例（赤武酒造株式会社/盛岡市）

【品質管理（温湿度）のデジタル化】



- ・クラウド利用による管理負担の軽減
- ・ペーパーレス
- ・異常時の早期把握（アラート発報）



【カメラによる現場作業者と情報共有】



- ・出先から具体的な指示が可能（作業効率の向上・技術伝承）
- ・衛生管理状況の確認



地方独立行政法人 岩手県工業技術センター

Iwate Industrial Research Institute

5

最後に

何かありましたらお気軽にご相談ください。

メール、電話でのご相談もOKです。

ご要望があれば、訪問し、現場を確認しながらお話を伺います。

連絡先：岩手県工業技術センター DX推進特命部
TEL: 019-635-1115
E-mail: CD0002@pref.iwate.jp



地方独立行政法人 岩手県工業技術センター

Iwate Industrial Research Institute

6



令和7年度 地方独立行政法人岩手県工業技術センター

成果発表会のご案内

- ◆ 開催日 令和7年6月19日(木)
- ◆ 会場 岩手県工業技術センター（盛岡市北飯岡二丁目4番25号）
- ◆ 申込み 6月12日(木)までに裏面の申込方法にてお申込みください。

参加無料

定員 現地 80 名

オンライン 100 名

時 間	6月19日(木)
9:30～	受付／開場
10:00～	開会／主催者あいさつ、センターの利用等についてのご案内
10:10～	海洋生物付着防止表面処理技術の開発 素形材プロセス技術部 園田 哲也
10:25～	デジタル式自動移送魚数カウント装置の開発 DX 推進特命部 野村 翼
10:40～	休憩（10分） ※ 展示会場にて成果品等の展示・説明を行います。（現地参加者のみ）
10:50～	IoTを用いた工程進捗度の見える化の取り組み 電子情報システム部 菊池 貴
11:05～	【和同産業株式会社】AI活用人材育成事業成果報告 生産技術課 畠山 俊祐 様
11:20～12:00	所内見学（A コース、B コース）40 分
12:00～13:30	昼休憩 ※ 展示会場にて成果品等の展示・説明を行います。（現地参加者のみ）
13:30～	3D治具を活用した木材CNC加工技術の開発 産業デザイン部 内藤 廉二
13:45～	岩手県産木質チップを使用した酒類におけるフレーバー成分の分析 食品技術部 菊池 祥
14:00～	休憩（10分） ※ 展示会場にて成果品等の展示・説明を行います。（現地参加者のみ）
14:10～	燻製食品の香り評価用語の収集とアカマツスモークチップの評価 食品技術部 晴山 聖一
14:25～	【安比塗漆器工房】漆器品質向上のための製造工程管理のデジタル化 工藤 理沙 様
14:40～	閉 会
14:50～15:30	所内見学（A コース、B コース）40 分

所内見学は A、B の何れかのコースを選択いただきます。

A：ヘルステックイノベーション・ハブ

ものづくりイノベーションセンター（3D 金属積層装置、マイクロフォーカス X 線 CT 装置、大型電波暗室）

B：デザインラボ、5 軸同時制御 NC ルーター、食品醸造技術関係設備

主催 （地独）岩手県工業技術センター

協力 （一社）岩手県発明協会、（公財）いわて産業振興センター、盛岡市新事業創出支援センター、

（一財）日本規格協会、（株）イーハトーブ・スクエア、岩手県

(送信面のうら・おもてにご注意ください。)

令和7年度地方独立行政法人岩手県工業技術センター成果発表会 参加申込書

以下の必要事項を記入し、6月12日(木)までに
FAX、Eメール又はQRコードから申込フォーム
にアクセスしてお申込みください。

FAX：019-635-0311

Eメール CD0002@pref.iwate.jp

申込フォーム QRコード



<https://ws.formzu.net/sfgen/S3952848/>

会社名・団体名	
住 所	
電 話 ※	
Eメール ※	
F A X	

※ 必ずご記入ください。

所属・役職	氏名	参加希望欄にチェックしてください。		
		発表会	所内見学	
		☐ 現地	午前	☐ A コース参加 ☐ B コース参加
			午後	☐ A コース参加 ☐ B コース参加
		☐ オンライン	☐ 不参加	
		☐ 現地	午前	☐ A コース参加 ☐ B コース参加
			午後	☐ A コース参加 ☐ B コース参加
		☐ オンライン	☐ 不参加	
		☐ 現地	午前	☐ A コース参加 ☐ B コース参加
			午後	☐ A コース参加 ☐ B コース参加
		☐ オンライン	☐ 不参加	

お申込み・お問合せ先
地方独立行政法人岩手県工業技術センター
企画支援部 広報担当 佐々木麗
電話 019-635-1115 FAX 019-635-0311
E-mail CD0002@pref.iwate.jp

県内ものづくり企業の生産性向上・付加価値向上を支援します！

参加企業募集

参加無料

支援メニュー1

もの・ことづくり支援

(ものづくり企業価値向上支援事業)

研究員が個別課題解決に向け、
伴走支援をします。

自動化・省力化、新製品・新技術の開発
など、企業が抱える**個別課題の解決に向けた伴走型重点支援**を行います。
課題解決にあたり、ナノテラスの活用や
県外の試験研究機関からの指導・助言を
受けることも可能です。

支援メニュー2

ひとづくり支援

(実践型人材育成事業)

社員のスキルアップを支援
します。

新商品開発や技術課題解決に必要な試
験方法、分析・評価方法等の**技術習得**
を支援します。
工業技術センターに社員を派遣いた
だき、研究開発及び技術習得をサポート
します。

こんなお悩みありませんか？

- ・省力化にロボットを活用できるか？
- ・デジタルツールを導入したい。
- ・新製品開発を進めたい。



支援テーマの例

1. 省力化のためのロボット活用
 2. センサ・AI活用による生産工程の見える化と改善
 3. シミュレーションを活用した製品開発
 4. 製品品質向上に向けた新加工技術の導入試験と評価
- 等

個別のご希望に応じて、テーマを設定します。

申込について

- テーマ設定にあたり事前相談をお願いします。(予定数に到達次第、受付終了となります。)
- 詳しくは当センターホームページからご覧ください。

お問い合わせ

地方独立行政法人 岩手県工業技術センター

担当：企画支援部 久保

〒020-0857 盛岡市北飯岡二丁目4番25号

TEL: 019-635-1115 E-mail: CD0002@pref.iwate.jp

申込の詳細をご確認いただけます

岩手県工業技術センター



各事業の内容

支援メニュー1

もの・ことづくり支援（ものづくり企業価値向上支援事業）

- 1 対 象
県内企業者等
- 2 内 容
新商品開発、技術的課題並びに製造工程の改善等の個別課題の解決に向けた伴走型の人材育成
- 3 募集期間
令和7年5月20日から随時受付（定員になり次第締切）
- 4 募集件数
4件程度
- 5 経 費
原則として無料
- 6 そ の 他
 - ・ 事業終了年度のセンター業務年報に受入者の氏名や社名、事業期間等の事業実績を掲載させていただきます。
 - ・ 岩手県より事業効果検証のためのアンケート※が送付されますので、回答のご協力をお願いします。

※ 本事業は、厚生労働省「地域活性化雇用創造プロジェクト」の一環で開催するものです。このプロジェクトは、県内企業様の雇用創造支援を図ることを目的としており、その効果を検証するためアンケートを実施します。

アンケート調査の集計結果については、岩手県および厚生労働省への報告資料として使用しますが、個別のご回答を公表することは一切ありません。氏名や就職先等の個人情報については厳重な管理を行い、本アンケートの目的以外には使用しないことを申し添えます。

支援メニュー2

ひとつづくり支援（実践型人材育成事業）

- 1 対 象
県内企業者等
- 2 内 容
新商品開発、技術的課題の解決、製造工程の改善等及びそれらにかかわる人材育成
- 3 募集期間
令和7年5月20日から随時受付（定員になり次第締切）
- 4 募集件数
5件程度
- 5 経 費
原則として無料
- 6 そ の 他
 - ・ 事業が終了する年度末に成果発表会（事業関係者限り）を開催します。
 - ・ 事業終了年度のセンター業務年報に受入者の氏名や社名、事業期間等の事業実績を掲載させていただきます。

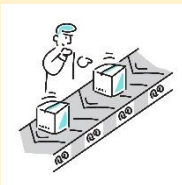
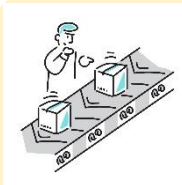
(令和7年度公募)水産加工業連携新活動促進事業費補助金事業



主要魚種の不漁、労働力の確保、業績の悪化、顧客・取引先の減少や販路の喪失といった諸課題や厳しい産地間競争を克服し、持続的に発展するために、水産加工業者等が他の企業等との連携による新たな事業展開を促進する事業を行う場合に要する経費を補助します



水産加工業者が他社と連携して挑む
「次なる一手」を支援 します。



水産加工業（県内）

+

水産加工業（県内外）

例／得意分野の異なる水産加工事業者同士がグループとなって、専門家等のアドバイスをもとに、シリーズ商品を開発するなど。

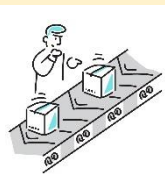


水産加工業（県内）

+

農畜産業等（県内）

例／水産加工業者が保有している冷蔵庫や冷凍庫、加工設備等で、農林産物などを保管・加工するために必要な手続きの調査や研究、実験を行うなど。



水産加工業（県内）

+

企業等（大消費地）

例／スーパーやコンビニ、飲食チェーンやレストランなど、特定の売り先と組んで行う商品開発など。

受付期間	令和7年4月14日(月)～ 令和7年12月26日(金)17:00 ※期間中でも、申請額が予算額に達することとなった場合は受付を終了することがあります。
事業実施期間	令和7年4月14日(月)～令和8年2月13日(金)の間で任意で設定
対象者	東日本大震災で被災した水産加工業者等を1者以上含んでいる、2者以上のグループ ※ 詳細は公募要領をご覧ください。
補助率	1／2以内 上限100万円
対象経費	旅費、専門家謝金・旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、雑役務費、会場借料、借料 ※ 設備購入費、振込手数料、人件費は補助対象外となります。

詳細は、URL または 2次元コード からご覧ください

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/sangyoushinkou/shoku/1074015.html>



岩手県商工労働観光部 産業経済交流課 食産業担当
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1
電話番号:019-629-5531 ファクス番号:019-623-2510



従業員がイキイキと働く職場づくりへ!

資料 № 2 - 4

いわて働き方改革推進運動

+ PLUS UNIQUE!



休暇が
取りやすくなり
社員の満足度が
UPしました

希望に応じて
テレワークが
できるよう
になりました

働きやすい
職場づくりで
採用応募者が
増加しました

ダブルワーク
OKです

参加事業所登録受付中

岩手県内 **825**^{*}社が参加中!この運動に参加しませんか?

*令和5年5月1日現在

+ アイデア

取り組みの好事例を表彰し、
紹介します。

取り組み事例の収集・発信

ポータルサイトに各社の取り組み事例を掲載

いわて働き方改革AWARD

長時間労働削減、人材確保・定着、女性活躍などを表彰

+ ネットワーク

経営者や担当者を対象とした
情報交換や学びの場を提供します。

セミナー

【テーマ】業務改善、エンゲージメント向上など

取り組み推進勉強会

【テーマ】業務改善、人材確保・定着、女性活躍推進など

+ サポート

働き方改革を推進するための
具体的なサポートが受けられます。

アドバイザー派遣

取り組み推進に関する相談、セミナー実施など

助成金等の情報提供

岩手県の助成金募集や活用事例を紹介

参加特典

- ・採用募集時に、いわて働き方改革推進運動参加企業としてアピールできます。
 - ・岩手県の各種補助金などの申請要件※にもなっています。
- ※詳しくは岩手県のホームページをご確認ください

参加登録方法

裏面の「参加宣言」にご記入のうえ「いわて働き方改革サポートデスク」までメールまたはFAXにてお送りください。

事務局・問い合わせ先

いわて働き方改革サポートデスク(ジョブカフェいわて内)

TEL:019-621-1171 FAX:019-606-3702 jinzai@jobcafe-i.jp

いわての働き方改革ポータルサイト

<https://workstyle-iwate.com/> いわて 働き方改革

検索



宣言日： 年 月 日

いわて働き方改革推進運動 参加宣言

当社（団体）は、「いわて働き方改革推進運動」に参加し、これらの取り組みを推進することを宣言します。

- 宣言項目：
- ☐ 長時間労働削減（有給休暇の取得促進含む） ☐ 労働生産性向上と処遇改善
- ☐ 職場環境改善 ☐ 女性活躍推進 ☐ 両立支援 ☐ 多様な働き方
- ☐ 人材確保・定着 ☐ 社員の働きがい、モチベーション向上 ☐ 健康経営
- ☐ その他（ ）

※複数選択可

基本情報：

企業名 団体名			業 種		
代表者 役職・氏名					
所在地	〒 —				
TEL		FAX			
従業員数	常用雇用者数：	[全体]	人	[うち男性]	人
				[うち女性]	人
	うちパート・アルバイト数：	[全体]	人	[うち男性]	人
				[うち女性]	人

窓口担当者連絡先：

所属・役職		氏名	ふりがな
TEL		FAX	
メール			

※宣言内容について、ジョブカフェいわて内「働き方改革サポートデスク」よりヒアリングさせていただきます。

宣言シートは、サイトからもダウンロードできます

いわての働き方改革ポータルサイト

この運動に関する情報や、働き方改革の取り組みに役立つ情報をまとめてご紹介しています。

<https://workstyle-iwate.com/>

いわて 働き方改革 検索





いわて女性活躍 企業等認定制度

岩手県では、女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む企業や団体等を「いわて女性活躍認定企業等」として認定しています



対 象

岩手県に本社または主たる事業所を置く企業、個人、法人及び団体

認定されるとこんなメリットがあります

ステップ 1・2 共通

- ◎女性の活躍推進に取り組む企業等として、イメージがアップし、社会的評価が高まります。
- ◎県のホームページ等により、広く県民に紹介します。 ◎職業安定所の求人登録票に表示できます。
- ◎県復興防災部が実施する「沿岸地域基幹産業人材確保支援事業費補助金」の「女性が働きやすい職場環境整備事業」の補助要件となっています。(最大200万円)
- ◎県企業局「いわて復興パワー」において、東北電力株式会社が指定する高圧契約をしている場合に、電気料金割引の対象となります。
- ◎県営建設工事の総合評価落札方式条件付一般競争入札における技術提案評価項目に追加されます。
- ◎県商工労働観光部が実施する「いわて産業人材奨学金返還支援制度」の認定が受けられます。
- ◎岩手県信用保証協会の「社会課題解決推進型短期継続保証 10ing(じゅういんぐ)」が利用できます。
- ◎北日本銀行の「きたぎん SDGs 経営サポート」及び「きたぎん SDGs 経営サポートローン」を利用する際に金利優遇につながる「特別加点」を受けられます。
- ◎県商工労働観光部が実施する「中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助金」の審査における加点事項となります。
- ◎岩手銀行の県融資制度「いわて復興への奮い資金 with SDGs」の融資対象者となります。

ステップ2 のみ

- ◎県単融資制度(県商工観光振興資金)にかかる保証料率の引き下げ(0.05%)の対象となります。
- ◎県が発注する特定の施策に係る物品納入(10万円以下)と印刷物製作業務(30万円以下)の契約について優先されます。
- ◎県営建設工事競争入札参加資格審査基準の技術等評価点数の加点項目に追加されます。
- ◎岩手県内の中小企業を対象とした設備貸与制度において、優遇措置(貸与限度額の拡大、保証率の引き下げ)を受けられます。

いわて女性活躍企業等認定制度 《認定基準》



ステップ
1

- (1) 企業等の経営トップ（代表者）が女性の活躍推進に向けた取組方針を従業員に対して宣言していること。
- (2) 次の項目のいずれかに取り組んでいること。
 - ①県が主催する女性活躍関連セミナーに参加している。
 - ②女性社員・女性管理職を対象とした女性のキャリア形成につながる研修を実施している。（社外研修含む）



ステップ
2

- (1) 企業等の経営トップ（代表者）が女性の活躍推進に向けた取組方針を従業員に対して宣言していること。
- (2) 次の項目のいずれかに取り組んでいること。
 - ①今までに女性が少なかった職務への女性の配置を増員している。
 - ②女性管理職の人数を増員している。
 - ③女性社員・女性管理職を対象とした女性のキャリア形成につながる研修を実施している。（社外研修含む）
- (3) 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、岩手労働局に届出している。

認定企業は増加しています！

株式会社プラザ企画（奥州市）

〔宿泊業、飲食サービス業〕

出産や育児による退職者ゼロや、不妊治療休業、雇用タイプ選択制の導入など、さまざまなライフステージの方が柔軟に働けるような取組を行っています。



医療法人勝久会（大船渡市）

〔医療業〕

女性の非正規職員から正職員への転換や女性管理職の積極的登用、男性の育児休業取得の推進など、男女問わず働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。



問い合わせ先

岩手県環境生活部若者女性協働推進室 [いわて女性活躍 認定](#) [Q 検索](#)
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1 TEL 019-629-5346



関連制度
のご案内

いわて子育てにやさしい企業等認証制度

仕事と子育ての両立支援など男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む企業等を認証します

【問い合わせ先】

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室 TEL 019-629-5456



\\ 専門家からアドバイス! //

企業にあったやり方で仕事と育児の両立を後押し!

岩手労働局では育児・介護休業法で定める育休など各種制度の規定整備のほか、制度が利用しやすくなるような取り組みもお願いしています。

取得期間を長くしたり有給にする等、法を上回る制度として充実を図る企業もありますが、法に沿った社内制度を子育て世代を含む全ての社員に周知することで育休等の利用しやすい雰囲気づくりをしている企業もあります。男性の育休取得促進に取り組む企業では、育休取得した男性社員が育児の大変さを実感し、復職後は育児の時間確保のため効率的に仕事を進めることで、残業が減り、生産性が上がったとのお話もお聞きします。

それぞれの企業に合った方法で、仕事と育児が両立しやすい職場環境づくりを目指しましょう。

岩手労働局雇用環境・均等室

お問い合わせ・申し込み書類提出先

盛岡広域振興局保健福祉環境部	☎019-629-6568
県南広域振興局保健福祉環境部	☎0197-22-2831
県南広域振興局花巻保健福祉環境センター	☎0198-22-4921
県南広域振興局一関保健福祉環境センター	☎0191-26-1415
沿岸広域振興局保健福祉環境部	☎0193-25-2702
沿岸広域振興局大船渡保健福祉環境センター	☎0192-27-9913
沿岸広域振興局宮古保健福祉環境センター	☎0193-64-2218
県北広域振興局保健福祉環境部	☎0194-53-4982
県北広域振興局二戸保健福祉環境センター	☎0195-23-9217



申請書のダウンロード

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kosodate/shoushika/1003469/1003472.html>

その他関係制度 いわて女性活躍企業等認定制度

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/seishounendanjo/1004930/1004931.html>



岩手県保健福祉部 子ども子育て支援室

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

TEL: 019-629-5456 FAX: 019-629-5464

いわて子育てにやさしい企業等認証制度 検索 Q

いわて子育てにやさしい企業等認証制度

子育て支援で 職場を変えよう!



いわて子育てにやさしい
企業等ロゴマーク

働き方の変化が
訪れている今こそ、
職場環境を変える
チャンスです!



仕事と子育てを両立できる
職場環境を整えてほしいな

子どもが病気に
なったら休んで
看護をしてあげたい

仕事は定時で終えて
保育園に迎えに行きたい

パパだって積極的に
子育てに参加したい

授業参観やPTA、
学校行事は欠かさず
参加したい

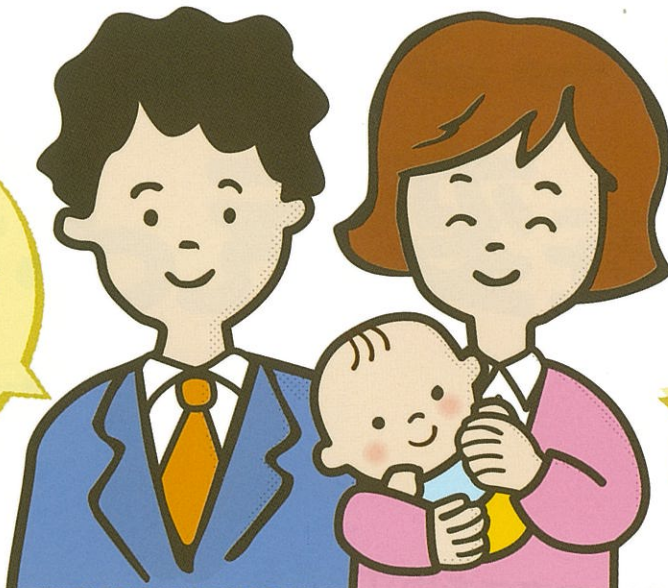


子育て支援に取り組むと様々なメリット。 企業の成長のステップに役立てましょう！

岩手県では、仕事と子育ての両立支援など男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む企業等を認証し、顕著な成果があった企業を表彰しています。認証されると様々なメリットがありますので、あなたの会社でもトライしてみませんか。

メリット
1

子育て支援に
取り組む会社として
イメージが
アップします！



メリット
2

県のホームページで
広く県民に
公開されます！

メリット
3

様々な助成金や
補助金の対象に
なります！

対 象

県内に本社又は主たる事務所があり、常時雇用する労働者の数が100人以下の中小企業等です。

認証メリット

- 子育て支援に取り組む企業等として、イメージがアップし、社会的評価が高まります。
- 職業安定所の求人登録票に表示できます。
- 県単融資制度(県商工観光資金)にかかる保証料率の引下げ(0.05%)の対象になります。
- 公益財団法人いきいき岩手支援財団の「子育てにやさしい職場環境づくり助成金」の対象になります(最大30万円)。
- 県が発注する特定の施策に係る物品納入(10万円以下)と印刷物製作業(30万円以下)の契約について優先されます。
- 県営建設工事競争入札参加資格審査基準の技術等評価点数の加点項目となります。
- 県営建設工事の総合評価落札方式条件付一般競争入札における技術提案評価項目となります。
- 復興局が実施する「地域基幹産業人材確保支援事業費補助金」の「職場環境改善事業」の補助要件となっています(最大100万円)。

認証基準

- ①次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、岩手労働局に届け出ていること。
- ②子育て支援を推進する取組を行っていること。
- ③育児・介護休業法に沿った育児休業制度及び②で盛り込んだ項目を、就業規則又は労働協約に規定していること。
- ④「応援宣言」または、「企業内子育て支援推進員」を配置していること。

表彰基準

優れた取り組みをしている企業の中から知事表彰を行います。次の表彰基準を満たす企業が対象となります。

- ①認証基準が実践されていること。
- ②独自性、先進性のある優れた取組をしていること。
- ③過去3年間に関係法令に係る重大な違反がないこと。

その他関係制度

問い合わせ先 岩手県環境生活部若者女性協働推進室 女性活躍支援担当 TEL019-629-5346



「いわて女性活躍 企業等認定制度」

女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む企業等を「いわて女性活躍認定企業等(ステップ1)」、「いわて女性活躍認定企業等(ステップ2)」として認定する。

岩手県内で212社がぞくぞく認定取得。 子育てにやさしい職場づくりが広がっています。

※令和2年12月末現在延企業数

介護老人
福祉施設

社会福祉法人 みちのく大寿会

〒028-8802 岩手県九戸郡洋野町大野60-41-8



取組内容

産前・産後休暇、育児休暇はもちろん、子育て支援手当や子の看護休暇、幼稚園や保育所などに支払う保育料の一部を補助するなど、子育てと仕事の両立を支援。他にも、短時間勤務や毎月希望する日に休みを取得できるなど、職員一人ひとりのライフスタイルや家庭事情に合わせて、様々な働き方が選択できる制度を整えています。

代表者メッセージ

福祉を通して地域の笑顔を守ることを理念とする当法人では、働く職員の笑顔を守ることも大事な使命。職員の8割が女性であり、長く勤めてもらうためには、家族の成長に合った柔軟な支援が必要です。子育てから介護まで、長いスパンで職員の人生を支援できる職場環境を整えています。

理事長
野田 信雄

職員ボイス

出産、産後の休暇などもあり、子育てしやすい職場環境の中で働くことができ感謝しています。



保育料の助成などの支援を受けていますが、安心して子育てと仕事を両立できます。



1人目の子どもから保育料の助成を受けることができ、経済的にもとても助かっています。



歯科医院

医療法人美飛会

〒020-0866 岩手県盛岡市本宮6丁目11-10



取組内容

小学校入学前の子どもがいる職員が利用できる育児短時間勤務制度を設けているほか、出産や子育てで退職した人が、復帰したい時に利用できる再雇用制度もあります。また、不妊治療を行っている職員のために、通院・入院が必要な際に取得できる不妊治療休暇を設定。少しずつ改善を重ねながら、より働きやすい職場づくりに取り組んでいます。

代表者メッセージ

予防歯科に力を入れている当院では、患者さんと長くお付き合いしていく歯科衛生士の役割がとても重要です。結婚や子育てなど、個々のライフプランや家族の成長に合わせて柔軟に対応できる制度を作っているほか、互いにフォローし合える環境づくりも大切にしています。

理事長
藤本 博

スタッフボイス

院長が子育て支援の考え方を示してくれるので、院内に浸透していますし、将来設計が立てやすいです。



子どもの体調が悪い時に子連れで出勤できるように配慮してもらい、柔軟な対応に感謝しています。



不妊治療休暇があることで治療に集中できますし、他のスタッフにもサポートしてもらっています。



建設業

株式会社テラ

〒028-0502 岩手県遠野市青笹町中沢2-52



取組内容

社員の9割が男性社員のため、配偶者の産前産後期間中、3日間の配偶者出産休暇を取得できる制度を設けています。子の看護休暇を1年に6日間(子2人以上の場合は12日間)まで、1時間単位で取得できるため、現場を中抜けして仕事に戻ることも可能です。また、年次有給休暇についても、1年に5日の範囲内で時間単位で取得することができます。

代表者メッセージ

社員が互いにフォローし合う家族的な社風をベースに、誰もが安心して働ける環境を整えることを第一に考えています。建設業は天候に左右されるため、計画的に休みが取りにくいことが課題ですが、利用しやすいように融通のきく制度を考え、現場に判断を任せるようにしています。

代表取締役
三浦 貞一

社員ボイス

配偶者の出産休暇を取得。年次有給休暇とは別に3日間まで取れるので安心して休めました。



共働きで3歳の子どもを育てていますが、会社の子育て支援制度が充実しているので心強いです。



子の看護休暇を取得。時間単位で取れるので(中抜けもOK)、これからも気軽に利用します。

